

立山町国民保護計画の改訂（案）のパブリックコメント（意見募集）について

1. 概要 立山町では、武力攻撃や大規模テロなどの不足の事態に備えて、「国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律・平成16年法律第112号）」に基づき、平成19年3月に、「立山町国民保護計画」を策定しました。また、これまでの間、関連する法律の改正や上位計画の修正を踏まえ、改訂を行ってきました（平成23年4月改訂）。このたび、事態対処法や国民保護法の改正、国民の保護に関する基本指針の変更等を踏まえて作成した立山町国民保護計画の改訂（案）について、住民の皆さまから広く意見を募集いたします。
2. 対象計画 立山町国民保護計画（案）
3. 募集期間 令和7年8月6日(水)～令和7年8月17日(日)
4. 閲覧場所 (1) 町ホームページ
(2) 立山町役場2階 総務課行政係
5. 提出方法 (1) 町ホームページ上の意見募集フォーム
(2) 指定の用紙に必要事項をご記入の上、提出先まで郵送、FAX、にて送付いただくかまたは直接ご持参ください。
6. 提出先 (1) 〒930-0292
富山県中新川郡立山町前沢 2440 番地
立山町総務課行政係（立山町役場2階）
（土・日・祝日を除く平日：8：30～17：15）
(2) ファックス：076-463-1254
7. 公表 提出いただいた意見に対する町の考えは、概要をまとめてホームページに掲載する予定です。その際は、類似のご意見をまとめて取り扱う場合があります。なお、ご意見の申出者に個別の回答はいたしません。
8. その他 (1) 提出いただいたご意見等は、計画策定の参考とさせていただきます。
(2) 氏名、住所、連絡先が不明なもの、または、意見を求める内容と直接の関係のないもの等については、町の考えをお示しできない場合があります。あらかじめご了承ください。

- (3) 提出の際の諸費用は本人負担となります。
- (4) 提出いただいた用紙等は返却いたしません。
- (5) 個人情報の取扱いには十分留意し、今回のご意見等の募集以外の目的で使用することはありません。
- (6) 意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外は公表いたしません。

9. 問合せ先 立山町総務課行政係 (TEL : 076-462-9965)